

商標審査基準たたき台（案）

商標法8条

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p>第8 第8条（先願）</p> <p>第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。</p> <p>2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めたる一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。</p> <p>3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。</p> <p>4 特許庁長官は、第二項の場合、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。</p> <p>5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めたる一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。</p> <p>1. 「同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標」について 本号における類否の判断については、この基準第3 十、第4条第1項第11号【P】を準用する。</p> <p>2. 第8条第4項の協議命令（以下「協議命令」という。）並びに第8条第2項及び第5項の拒絶理由の通知について 出願が同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合したときは、該当するすべての出願に対し、協議命令と第8条第2項及び第5項の拒絶理由の通知を同時に行うこととする。 ただし、上記の協議命令と拒絶理由の通知がなされる前に、第8条第2項の協議が成立した旨又は協議が不成立である旨の書面が提出されているとき</p>	<p>第8 第8条（先願）</p> <p>第八条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。</p> <p>2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めたる一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。</p> <p>3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。</p> <p>4 特許庁長官は、第二項の場合、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。</p> <p>5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めたる一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>1. 商標登録出願が同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合したときは、該当するすべての商標登録出願に対し、第8条第4項の協議命令と、第8条第2項及び第5項の拒絶理由の通知とを同時に行うこととする。 ただし、事前に第8条第2項の協議が成立した旨又は協議が不成立である旨の書面が提出されているときは、この限りでない。</p>

は、以下のとおりとする。

(1) 協議が成立した旨の書面が提出されたときは、協議により定めた一の出願人に係る出願以外の商標登録出願に対し、第8条第2項の拒絶理由を通知する。

(2) 協議が不成立である旨の書面が提出されたときは、すべての商標登録出願に対し、第8条第5項の拒絶理由を通知する。

3. 協議が成立した旨の書面が提出された場合について

特許庁長官の指定する期間内に、出願人から協議が成立した旨の書面が提出された場合には、協議により定めた一の出願人に係る商標が登録された後、他の出願について、第8条第2項に基づき拒絶査定を行う。

4. 協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は協議が成立若しくは不成立である旨の書面がいずれも提出されない場合について

特許庁長官の指定する期間内に、出願人から、協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は協議が成立若しくは不成立である旨の書面がいずれも提出されない場合は、第8条第5項の特許庁長官が行う公正な方法によるくじの手続を行うこととし、くじにより定めた一の出願人に係る商標が登録された後、他の出願について、第8条第5項に基づき拒絶査定を行う。

(商標審査便覧掲載予定)

5. 「一の出願登録出願人」に係る出願の拒絶査定等が確定した場合について

「商標登録出願人の協議により定めた一の出願登録出願人」及び「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の出願登録出願人」に係る出願について、拒絶査定が確定又は取下げ、放棄等がされた場合には、他の出願人に係る出願が、商標登録を受けることができる出願となる。

3. 協議が成立したときは、協議により定められた一の出願登録出願人に係る商標が登録された後、他の出願登録出願について、第8条第2項に基づき、拒絶査定をするものとする。また、くじが実施されたときは、くじにより定められた一の出願登録出願人に係る商標が登録された後、他の出願登録出願について、第8条第5項に基づき拒絶査定をするものとする。

2. 商標登録出願人から登録を受けることのできる一の出願登録出願人を定める協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は上記1. の協議命令に対し、特許庁長官の指定する期間内に協議が成立した旨の書面が提出されない場合は、特許庁長官が行う公正な方法によるくじの手続を行う。

4. 協議の結果の届出については、例えば、下記様式1「商標法第8条第4項に基づく協議の結果届」(平成12年1月1日以後の出願については様式2「協議の結果届」)によるが、商標登録を受けることができる者について協議が成立した場合には、当該結果届には協議が成立したことを証する書面(下記文例参照)の添付を要するものとする。

(新設)

商標法9条

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p>第9 第9条（出願時の特例）</p> <p>第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。</p> <p>2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。</p>	<p>第9 第9条（出願時の特例）</p> <p>第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。</p> <p>2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。</p>
<p>1. 「博覧会」については、この基準第3の八（第4条第1項第9号）の1を準用する。</p> <p>（参考）この基準第3の八（第4条第1項第9号）の1 たたき台案</p> <p>1. 「博覧会」について</p>	<p>1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。</p>

「博覧会」には、博覧会の名称を冠するものに限らず、例えば見本市、品評会、コレクション、トレードショー、フェア、メッセ等の他の名称を冠したものも含む。

2. 「特許庁長官の定める基準に適合するもの」について

「特許庁長官の定める基準」は、平成24年特許庁告示第6号（下記参照）において示されており、これに適合するか否かにより判断する。

同告示下記一及び二の判断については、この基準第3 八、第4条第1項第9号 2. (1)及び(2)を準用する。

平成24年特許庁告示第6号（要件部分抜粋）

一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。

二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同項の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。

三 日本国において開設される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。」

(参考) この基準第3 八、第4条第1項第9号 2. (1)及び(2) たたき台案

(1) 上記一について

博覧会等の名称を冠した場合であっても、その目的が、単なる商品販売の一環としての百貨店や小売店等による各種の商品の即売会や絵画又は美術品等の展示会は、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(2) 上記二について

例えば、以下(ア)ないし(ウ)の場合には、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(ア) 「開設地及び開設期間」について、(i)博覧会の開設会場の収容人数が極めて少ない場合、(ii)開催地が交通不便な地域である場合、あるいは(iii)

2. 本条第1項でいう「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」及び「パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」かどうかは、以下の「特許庁長官の定める基準」（平成24年特許庁告示第6号）に適合するかどうかにより判断するものとする。

- (1) 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
- (2) 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、本項の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。
- (3) 日本国において開催される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。

交通不便とはいえない地域であっても、例えば山岳地等の開催地であって季節によっては交通不便となる期間に開催する場合。

(イ) 「出品者及び入場者の資格」について制限を設けている場合。ただし、開設の目的、会場の規模その他正当な理由による場合は除く。例えば、(i) 博覧会の出品物が「たばこ」「アルコール飲料」等であって、それらを展示し公衆の観覧及び購買する場合に入場者の年齢に制限を設ける場合、及び(ii) 開設会場が相当程度の収容人数がある場合であっても、入場者の安全性・利便性等を考慮して一定程度の制限を設ける場合等。

なお、出品者又は入場者から出品料又は入場料を徴収することは制限には当たらないものとする。

(ウ) 「出品者数」、「出品物の種類及び数量」について、博覧会の出品者数が極めて少ない場合又は限定されている場合のように、一般公衆への公開及び展示に供されることを目的とするものとは到底いえない場合。

3. 証明書について

第9条第1項に基づく出願時の特例の主張に当たって、出品又は出展した事実の証明は、例えば、次のような証拠方法によることができる。

- (1) 博覧会開設者による出願人の出品（出展）証明書
- (2) 博覧会への出品又は出展を示すパンフレット

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

(新設)

商標法10条

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p>第10 第10条（商標登録出願の分割）</p> <p>第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。</p> <p>2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。</p>	<p>第10 第10条（商標登録出願の分割）</p> <p>第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。</p> <p>2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。</p>
<p>商標法施行規則</p> <p>第二十二条</p> <p>2 特許法施行規則第二十六条第三項 から第六項 まで、第二十七条第一項 から第三項まで、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条及び第三十条（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手續、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項 中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条 中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。</p> <p>特許法施行規則</p> <p>第三十条 特許法第四十四条第一項第一号 の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

1. 「二以上の商品又は役務」について

指定商品又は指定役務が類似商品・役務審査基準における包括表示で一の商品又は役務で記載されている場合でも、その包括表示に含まれる個々の商品又は役務に出願を分割することができるものとする。

2. 国際商標登録出願について

国際商標登録出願については、第68条の12の規定により、本条の規定は適用しない。

3. もとの出願に係る補正について

出願を分割するときは、分割出願と同時に、もとの出願に係る指定商品又は指定役務について、分割する指定商品又は指定役務を削除する補正をしなければならない。

(例) もとの出願の補正について

指定商品「化学品」について、「無機塩類」を分割して出願した場合は、もとの出願に係る指定商品は、「化学品（ただし、無機塩類を除く。）」に補正をしなければならない。

1. 指定商品又は指定役務が包括表示で記載されている場合でも、その包括表示に含まれる個々の指定商品又は指定役務ごとに出願を分割することができるものとする。

2. 国際商標登録出願については、第68条の12の規定により、本条の規定は適用しない。

(新設)

商標法15条の2及び15条の3

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
<p>十一、<u>第15条の2及び第15条の3（拒絶理由の通知）</u></p> <p><u>第十五条の二</u> 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、商標登録出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>第十五条の三 審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。</p> <p><u>1. 拒絶理由の通知について</u></p> <p>(1) <u>2以上の拒絶の理由を発見した場合</u> 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする。</p> <p>(2) <u>新たな拒絶の理由を発見した場合</u> 第16条に規定する政令で定める期間に、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。</p> <p>2. 第十五条の三第1項によって通知をした理由に基づき拒絶の査定をするときは、拒絶理由の通知で引用した<u>先願商標</u>が登録された後に行うものとする。</p> <p>3. <u>拒絶理由の通知</u>で引用した先願商標の指定商品又は指定役務について補正があつたとしても、改めて拒絶理由の通知をすることを要しないものとする。</p>	<p>十一、<u>第15条の3（先願未登録商標）</u></p> <p>審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。</p> <p>（「商標審査基準第18 その他」より移行）</p> <p>1. 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする（その中には、例えば第6条に基づく拒絶の理由も含まれるものとする。）。</p> <p>2. 第6条に基づく拒絶の理由に回答して商品等の説明のみを内容とする意見書等が提出された場合であっても、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、本基準第5(第6条)の5. による補正を指示することなく、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。</p> <p>1. 本条第1項によって通知をした理由に基づき拒絶の査定をするときは、拒絶理由の通知で引用した先願の商標が登録された後に行うものとする。</p> <p>2. 拒絶の理由で引用した先願商標の指定商品又は指定役務について補正があつたとしても、改めて拒絶理由の通知をすることを要しないものとする。</p>

商標法16条

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第12 第16条（商標登録の査定）	第12 第16条（商標登録の査定）
<p>第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。</p>	<p>第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。</p>
<p>商標法施行令</p> <p>第三条 商標法第十六条（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める期間は、同法第五条の二第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第十五条第三号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなつたときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から一年六月とする。</p> <p>一 商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一条第六項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の三十二第二項（同法第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定</p> <p>二 商標法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局</p>	<p>商標法施行令</p> <p>第三条 商標法第十六条（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める期間は、同法第五条の二第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第十五条第三号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなつたときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から一年六月とする。</p> <p>一 商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一条第六項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の三十二第二項（同法第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定</p> <p>二 商標法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局</p>

から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日) から一年六月とする。

から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日) から一年六月とする。

1. 「政令で定める期間」内の拒絶の理由について

(1) 「政令の定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該出願に係る拒絶理由通知書を発送した日を基準として判断する。

(2) 拒絶理由通知書が出願人に到達せず特許庁へ戻され、再度発送された場合であっても、「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該拒絶理由通知書を、最初に発送した日を基準として判断する。

(3) オンラインによる発送の場合は、出願人が発送要求を行った日が発送した日となることに留意する。

1. 商標登録出願について、本条で規定する「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該出願に係る拒絶理由通知書を発送した日を基準にすることとする。

2. 拒絶理由通知書が出願人に到達せず特許庁へ戻され、再度発送された場合であっても、本条の「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該拒絶理由通知書を最初に発送した日を基準にすることとする。

第18 その他

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
(拒絶理由の通知に関する記載のため、第15条の2へ移行)	1. 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする(その中には、例えば第6条に基づく拒絶の理由も含まれるものとする。)
(同上)	2. 第6条に基づく拒絶の理由に応答して商品等の説明のみを内容とする意見書等が提出された場合であっても、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、本基準第5(第6条)の5. による補正を指示することなく、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。
(方式的事項のため削除)	3. 代理人を解任せず新たに他の代理人を追加委任したときは、書類は、新たな代理人にあて送付するものとする。ただし、前の代理人にあて送付してもらいたい旨の申出があったときは、この限りでない。
(削除)	4. 第4条第1項第11号等の審査においては、手続の補完がされた商標登録出願については、第5条の2第4項により手続補完書を提出した日が商標登録出願の日と認定されていることに充分留意するものとする。
1. 第11条4項及び12条2項(出願の変更)における「 <u>査定等が確定した</u> 」時について	5. 第11条及び第12条に規定する「 <u>査定・・・が確定した</u> 」時とは、登録査定にあっては登録査定謄本の送達があった時とする。
「 <u>査定・・・が確定した</u> 」時とは、登録査定にあっては登録査定謄本の送達があった時とする。	
2. 商標法制定の趣旨違背について	6. 同一人が同一の商標について同一の商品又は役務を指定して重複して出願したときは、第68条の10の規定に該当する場合を除き、原則として、先願に係る商標が登録された後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。商標権者が登録商標と同一の商標について同一の商品又は役務を指定して登録出願したときも、同様とする。
(1) 同一人が同一の商標（ <u>縮尺のみ異なるものを含む。</u> ）について同一の商品又は役務を指定して重複して出願したと認められるときは、第68条の10の規定に該当する場合を除き、原則として、先願に係る商標が登録された後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。	
(2) 商標権者が登録商標と同一の商標（ <u>縮尺のみ異なるものを含む。</u> ）について同一の商品又は役務を指定して登録出願したときも、同様とする。	
(3) 防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基	7. 防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基づ

づく権利を有する者から同一の登録防護標章について重複して2以上の防護標章の更新登録出願があったときは、先願に係る存続期間更新の登録がされた後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。

く権利を有する者から同一の登録防護標章について重複して2以上の防護標章の更新登録出願があったときは、先願に係る存続期間更新の登録がされた後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。

4. パリ条約による優先権の主張を伴う商標登録出願について

(1) 優先権主張について

優先権の主張が適正か否かは、以下(ア)から(ウ)の要件を満たすものと認められる場合には、適正であると判断する。

(ア) 優先権主張を伴う商標登録出願の出願人が、優先権証明書に示された出願人と同一人又はその承継人であること（パリ条約4条A（1））

(イ) 優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と、優先権証明書に記載された商標が一致すること

(ウ) 優先権主張を伴う商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の全部又は一部が優先権証明書に示された指定商品又は指定役務に含まれていること

(2) 優先権主張を伴う商標登録出願の効果

優先権の主張が適正であると認められるときは、以下の規定の適用にあたり、当該商標出願が第一国出願の時にされたものとして取り扱う。（以下、この第一国出願の日を「優先日」という）。

(ア)第4条1項11号（先願に係る他人の登録商標）

(イ)第8条(先願)

また、第4条3項の規定における「商標登録出願の時」は、優先日で判断する。

(ア)第4条1項8号(他人の氏名又は名称)

(イ)第4条1項10号(他人の周知商標)

(ウ)第4条1項15号(商品又は役務の出所の混同)

(エ)第4条1項17号(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示)

(オ)第4条1項19号(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標)

(新設：商標審査便覧から)